

令和4年7月1日
消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室
公益通報者保護制度担当

「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案」
に関する御意見募集の結果について

消費者庁では、「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案」について、令和4年6月22日から令和4年6月24日までの間、広く国民の皆様にご意見を募集したところ、2件の御意見が寄せられました。

寄せられた御意見及びそれに対する消費者庁の考え方について、次のとおりお知らせいたします。

御協力ありがとうございました。

- 1 意見募集期間：令和4年6月22日（水）から令和4年6月24日（金）まで
- 2 意見提出方法：郵送、FAX、インターネット（電子政府の総合窓口〔e-Gov〕意見提出フォーム）
- 3 寄せられた御意見及びそれに対する消費者庁の考え方

寄せられた御意見	消費者庁の考え方
適切であり、積極的に推進願いたい。	御意見ありがとうございました。 改正案に賛同の御意見として承りました。
周辺法令まで含めた法改正について言うと、本改正が対象とするような事態については、実のところ、特段に法律の作成を行わずに対応が行えたのではないかという見方をするのであるが（対象となるような内容のコンテンツについて、著作権、個人情報あるいは契約等に関係した法律に関する政令等において、特段の扱いをすれば良いはずであるので。そして、おそらく法律制定よりも政令等の方が適して	御意見ありがとうございました。 改正案に賛同の御意見として承りました。なお、本件は、既に制定された法律に規定する犯罪行為の事実を公益通報の対象となる事実とするため、同法を対象法律に追加するものです。

いるような事柄ではないかと考える。) 、公益通報者保護法において対象とする様な事態についての扱いがあるようになるのは賛成である。

なお、対象となる事態については、法令を定めるだけでは駄目で、実際に窓口についての設置と運営が適切に行われる事と、制度の周知について行われるのが重要な事と思われる。場合により業界での法令対応が適切に進まないかもしれないが、文化庁や法務省・法務局や消費生活センターなどでサポートを行い、問題が生じた者の相談、制度及び手続案内や法的手続等に応じるようにするのがよいのではないかとと思われる。

以 上